

変更	令和
年度	3

大蔵村森林整備計画書

山形県

大蔵村

大蔵村森林整備計画

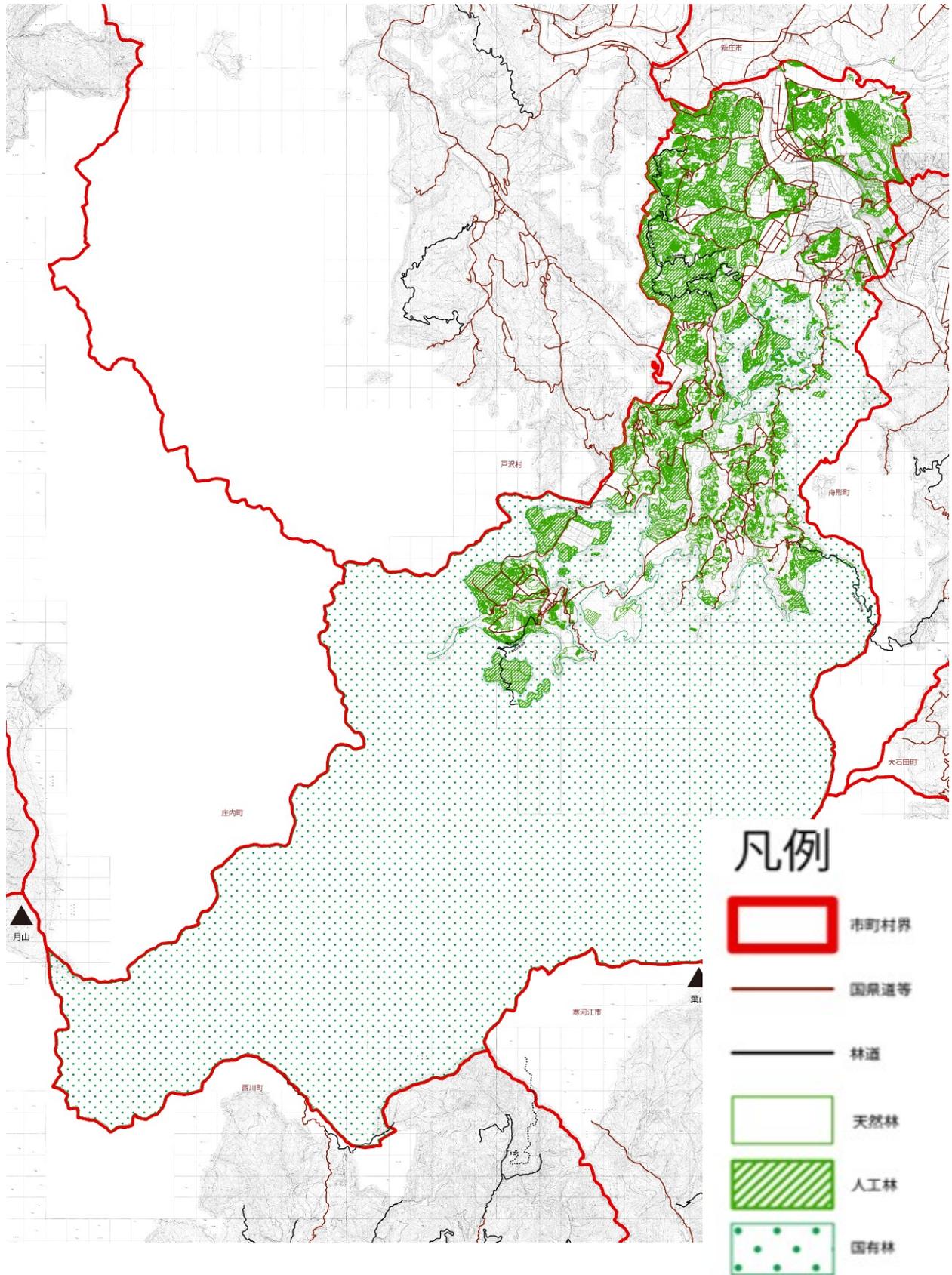
計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日

令和 2年 3月 策 定

令和 4年 3月 一部変更

山 形 県
大 蔵 村

位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	12
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	18
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	20
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	20
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	20
3	作業路網の整備に関する事項	20
4	その他必要な事項	22

第8	その他必要な事項	22
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
4	木材加工、流通体制の整備に関する事項	24
5	その他必要な事項	24
III	森林の保護に関する事項	24
第1	鳥獣害の防止に関する事項	24
1	鳥獣害防止区域及び当該区域における鳥獣害防止の方法	24
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	25
1	森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法	25
2	林野火災の予防の方法	25
3	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
4	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	25
5	その他必要な事項	25
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	26
1	保健機能森林の区域	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	26
4	その他必要な事項	27
V	その他森林の整備のために必要な事項	27
1	森林経営計画の作成に関する事項	27
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	28
7	その他必要な事項	28
	参考資料	29

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、山形県の北部、最上地方の最南端に位置し、東西13km、南北25kmの細長い形状で総面積21,163haの山間農村地帯である。森林は総面積の86%にあたる18,283haで村士の保全、自然、生活環境の保全、水源涵養等多面的機能を有し、これらの機能の発揮を通して地域経済と地域住民の生活向上に大きな役割を担っている。

森林面積内訳は、国有林が15,201ha、民有林は3,082haである。民有林のうちスギを主体とした人工林は1,641haで民有林面積の53%を有している。また、40年生以下の若齢林分面積が212haで人工林の13%を占め、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

森林の有する多面的機能の高度発揮のために、地域森林の育成・整備を主にした森林施業の啓蒙普及と定着を推進し、公益的機能の維持増進を図るとともに、複層林整備や育成天然林整備についても森林所有者に対する啓蒙普及に努めながら実施していくことが今後の課題となっている。

森林資源の整備に必要な林道は22,649mの開設状況にあり、林道密度は7.35m/haと依然低い数値を示し、林道等路網の整備の促進も課題の一つとなっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本村の変化に富み、豊かな多様性を持つ森林の維持を図りながら、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間相互の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

地域森林計画に定める森林の持つ公益的機能の区分に基づき、本村が抱える森林整備の現状と課題を踏まえ、各機能に応じた適切な施業を推進する。

① 水源涵養機能

水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。また、水源機能が十分に発揮されるよう保安林の指定、さらにはその適切な管理を推進するために、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を推進するとともに高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林の整備及び保全を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の治山施設の設置を推進する。

③ 快適環境形成機能

生物多様性の保全や森林と人との共生を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、適切な保育、間伐や広葉樹の導入等の施業を推進する。

④ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林は、自然とのふれあいの場として適切な管理、保護及び保全を推進する。

⑤ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

⑥ 生物多様性保全機能

全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林が配置されることを推進する。

⑦ 木材等生産機能

林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備することを推進する。将来にわたり、育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。また、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、適正な森林施業の実施を図るため、集落毎の林業座談会や先進地視察等を行い、知識と施行技術の向上に努める。また、国有林、県、村、森林組合、森林所有者の連携を図り、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械化を推進し、木材生産・流通及び加工における条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、次表のとおりとする。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めることとする。

単位：年

地 域	樹 種					
	針 葉 樹				広 葉 樹	
	ス ギ	マツ類	カラマツ	その他針	用 材	その他広
大 蔵	60	55	40	55	75	30

注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めているものであり、林齢に達した時点での伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、気象、地形、地質、土壌その他の自然条件のほか車道や集落からの距離等といった社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要動向、森林の構成等を勘案して定めることとする。

また、伐採跡地が連続することがないように、隣接する伐採跡地間は主林木又は周辺森林の成木の樹高程度の間隔を空けることや、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することを標準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全等を考慮した方法とする。

なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる

[皆伐]

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

[択伐]

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

(1) 育成単層林施業

育成単層林にあっては、気象・地形・土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林またはぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について以下の事項に留意の上、実施するものとする。

- ① 成長量が比較的高い森林については、育成単層林として資源の充実を図り、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、針広混交林化等による育成複層林に誘導を図るものとする。
- ② 主伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保を踏まえ1箇所あたりの伐採面積の規模・伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全・雪崩・落石等の被害の防止、寒風害等の各種被害防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。

 - a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構成に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。

なお、択伐率については、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）を標準とする。
 - b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。また、高度な公益的機能を期待する森林については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・分散や伐期の長期化を図るものとする。
- ③ 主伐の時期については、高齢級の森林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図る。
- ④ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として気候・土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。
- ⑤ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所あたりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずることとするが、更新を確保するための伐区の形状・母樹の保存等について配慮することとする。ぼう芽更新の場合は、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は30年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため11月から4月の間に伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し必要に応じ、芽かき又は植え込みを行うものとする。

(2) 育成複層林施業

育成複層林にあっては、気象・地形・土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施するものとする。

- ① 主伐にあたっては、複層林状態の森林を維持する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。
また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は郡状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮するものとする。
 - a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。
なお伐採率については、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）を標準とする。
 - b 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。
 - c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、保存等に配慮するものとする。
- ② 更新を確保し成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。
- ③ 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、前記(1)育成単層林施業のうち、植栽に係る更新についての留意事項に準じて施業を行うものとする。
- ④ 希少な生物が生育・生息する森林等生物多様性保全機能が属地的な発揮が求められる森林については、必要に応じ天然生林への誘導を図るものとする。

(3) 天然生林施業

天然生林にあっては、気象・地形・土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、保全・管理を行うものとする。また、最小限の人為による森林で、公益的機能発揮のため持続的な維持・管理が必要な森林や継続的な資源利用を図る森林については、更新補助作業等により育成を図るものとする。

的確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施するものとする。

- ① 最小限の人為による森林の主伐にあたっては、前記(2)育成複層林施業の留意事項によるものとする。
- ② 国土保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行とともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林及び天然更新の対象樹種は、次表に示すとおりとする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、ケヤキ、ブナ、コナラ、ミズナラ、トチノキ	

注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、県、村、森林組合と相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林における植栽本数については、次の植栽本数を標準として、多様な施業体系や生産目標を勘案して定めることとするが、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮しつつ、低密度植栽の導入に努めることとする。

なお、スギ苗においては、コンテナ苗の活用に加え、成長に優れた系統の苗木、少花粉等の花粉症対策の苗木の導入の増加に努めることとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は大蔵村産業振興課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次表に示す方法を標準として決定するものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
スギ	中仕立て・密仕立て	2,000～3,000

注）保安林で植栽指定のある場合は、指定された樹種及び本数を植栽すること。

上記の植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県、村、森林組合と相談のうえ、適切な樹種を選択すべきものとする。

なお、スギ以外の樹種については、林地の生産力、自然条件等を考慮して定める。

イ その他人工造林の方法

人工造林は次表に示す方法を標準として行うものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように筋置き等により整理することとし、併せて気象害や林地の保全に配慮するものとする。
植付けの方法	植付けの方法は、植穴を大きく掘り十分に耕耘して植え込む方法で、普通植えよりも埋幹部分が長くなり二次根の発生が良い丁寧植えを基本とし、植栽配列は正形状を標準とする。
植栽の時期	苗木の生理的条件及び気象条件等を考慮の上、適地適木に配し、春は4～6月中旬、秋は9～11月中旬に植付けるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の更新すべき期間	<p>森林資源の積極的な造成と林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐によるものについては、原則として2年以内、択伐によるものについては、森林の公益的機能への影響を考慮し、原則として5年以内に更新を図るものとする。</p> <p>なお、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとし、特に公益的機能別施業森林においては、確実に天然更新が図られることが見込まれる場合を除き、人工造林を実施するものとする。</p>
--------------	--

エ 皆伐後の更新に関する指針

将来にわたり、育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。更新にあたっては「山形県における皆伐、更新施業の手引き」によることとする。

また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合のみ行うことを原則とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	マツ類等の針葉樹及びナラ類、カエデ類、サクラ類、ブナ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、シナノキ、エゴノキ等の高木と成り得る広葉樹（以下「高木性広葉樹」という。）とする	

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。天然生林の更新は、天然下種更新及びぼう芽更新とするが、これにより難しい場合は、適地適木や在来樹種等を考慮して植栽することとする。

ア 天然更新すべき本数

樹 種	天然更新すべき本数
マツ類等の針葉樹及びナラ類、カエデ類、サクラ類、ブナ、クリ、ケヤキ、ホオノキ、シナノキ、エゴノキ等の高木と成り得る広葉樹（以下「高木性広葉樹」という。）とする	「山形県における皆伐、更新施業の手引き」の「山形県における天然更新完了基準」の6により、伐採後5年を経過した時点で、更新対象樹種のうち樹高が1.2m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等の合計本数が2,500本/ha以上とする。ただし、ぼう芽更新については、芽かき等を実施した後の本数は2,000本/ha以上とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや落ち葉などの堆積による天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

ウ ぼう芽更新の標準的な方法

ぼう芽更新では、樹種や林齢等により一株から多数のぼう芽稚樹が発生する可能性があるため、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じて芽かきを行うこととする。

エ 天然更新の完了確認の方法

天然更新の完了確認の方法は、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査するものとし、具体的な調査方法は、「山形県における天然更新完了基準」の7に準拠する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の天然更新をすべき期間	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。ただし、上記までに天然更新すべき本数が満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行うこととする。
-----------------	--

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲30m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

次表に掲げる森林については、伐採後原則として植栽を行うものとする。

森林の区域	備考
現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲30m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林	ただし、広葉樹林帯と接している林分等、林地や周囲の状況から天然更新が見込まれるものについては、この限りではない。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 成立させるべき立木数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地において植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が5年経過した時点で成立させるべき本数を2の(2)のAのとおりとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は林木の健全な生育を促進し、その質的向上と木材の利用価値向上及び森林の健全性の維持を図るために行うものとし、実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次の指針に沿うものとする。

【施業方法別の間伐指針】

間伐については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で実施するものとする。

施業方法	標準的な間伐方法の指針
育成単層林	間伐の時期は、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期を開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、既往の間伐方法の成果などを勘案し、間伐時期及び間伐率（伐採率）を定めるものとする。
育成複層林	適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に必要な光環境を確保するため、適時適切な受光伐を繰り返し行うものとする。

【間伐実施時期及び方法の目安】

樹種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐を実施すべき標準的な時期（年）と本数間伐率							標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	2,500	育成単層林施業 (少雪地帯) 生産目標： 中・大径木	(14)	(17)	26	35	44	55#	-	目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図、及び林分収穫予想表等によって、適正な本数になるよう実施します。
			6%	7%	8%	17%	18%	15%	-	
	2,500	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 生産目標： 中・大径木	(14)	(17)	26	33	41	51#	-	
			6%	11%	15%	15%	20%	18%	-	
	3,000	育成単層林施業 (少雪地帯) 生産目標： 中・大径木	(13)	(17)	26	35	44	55#	-	
			11%	13%	12%	17%	18%	15%	-	
	3,000	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 生産目標： 中・大径木	(13)	(16)	20	26	33	41	51#	
			8%	9%	14%	16%	15%	20%	18%	

※注1： この表は山形県スギ林分収穫予想表の内陸地域、地位3による。

※注2： #は標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期である。

※注3： () 書きは除伐または、間伐で生育状況により実施するものとする。

※注4： 少雪地帯は最深積雪深年平均値100cm未満の地帯、多雪・豪雪地帯は100～400cm未満の地帯。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に定める内容を標準とし、適切に実施するものとする。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 ～ 19	20 ～ 30
雪起し	多雪 豪雪			△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	
下刈		○	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△			
除伐														△	
枝打ち														△	△
つる切り	スギ													△	
根ぶみ			△												
林地肥培			△	△	△									△	△
鳥獣被害対策		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注) 1. ◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行う。

2. 多雪・豪雪地帯は100～400cm未満の地帯。

3. 保育作業は必要のない場合は基準内であっても作業を打ち切り、必要な場合は基準をこえても作業は継続するものとする。

① 雪起し

雪起しは、幹の通直性を高めるとともに林分の健全性と成林率の向上を目的として行う作業であり、消雪後直ちに行う。

② 下刈り

下刈りは、造林木が下草に被圧されるのを防ぐため下草より抜け出るまで行う。局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業により1回又は2回行う。

また下刈りの終期は、目的樹種の成育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定める。

③ つる切り

つる切りは、造林木につるが巻きつき樹冠を覆って被圧するなどの害をあたえるため、これを除去する作業である。下刈り、除伐時に併せて適時適切に行う。

④ 除伐

除伐は、造林木の健全な成育を図るため造林木の成長を阻害したり、将来阻害が予想される侵

入木（不用木）や、形質不良な造林木（不良木）を除去する作業である。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して有用なものは保存して育成する。

⑤ 枝打ち

枝打ちは、病虫害等の発生を防止するとともに材の完満度を高め、優良材を得るために行う作業である。枝打ちの時期は、樹木の成長休止期がよく、最適期は晩冬から成長開始直前の早春にかけて行う。

⑥ 林地肥培

林地肥培は、施肥効果が確実な立地条件を具備する林地及び土壌の改良を必要とする林地を主体に行う。

特に、生産力の低い地位Ⅲ等地では、初期成長の促進、保育作業効果の増大を目的として幼齡林施肥を行う。また、成林後の幹の形質向上を目的として、必要に応じて枝打ち、間伐後に施肥を行う。

村内の間伐または保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

⑦ 鳥獣被害対策

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を駆除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

3 その他必要な事項

ア 木材等生産機能維持増進森林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じて、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林を推進し、森林の健全性を確保することとする。

イ 育成複層林施業等における除伐及び間伐については、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。特に間伐については、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、適時公益的機能の維持に配慮しながら間伐を実施することとする。また、長伐期施業にあっても林木の過密化による林内相対照度の低下を防止するため、公益的機能の維持を考慮しながら適時間伐を実施することとする。

ウ 搬出間伐については、列状間伐施業や施業団地の集約化を図りながら路網整備と効率的な高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入に努めることとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次の(1)及び(2)について記載する。

(1) 水源涵養機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、干害防備保安林、山形県水資源保全条例に定める水資源保全地域等の水源涵養機能に関係する法令により指定されている区域や、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとし、その森林の区域については別表2により定めるものとする。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林について定めるものとする。

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能を図る森林

土崩、土疏、なだれ、落石保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

具体的には、地形の傾斜が急な箇所又は山腹の凹曲面部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基板の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、表土が薄く閑静な土壌からなっている箇所等の森林等。

② 快適環境形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂、潮害、防風、防雪、防霧、防火保安林や国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林や集落や農地の周縁部、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた自然美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林等の国民の保健・教育的利用に敵した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた景観美を構成する森林効用等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小

並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的空間の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、適切な伐区の形状、配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保が可能な森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの区域を別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の敷設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定める。また、この区域のうち林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」(※以下 特効区)として定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林は対象外とする。特効区については林地生産力、標高、積雪深、斜面方位や傾斜角といった自然条件や、その他作業性等を考慮したうえで地域の実情に応じて面的に定めることとする。

なお、現地の状況により、施業区域が「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の条件を満たさないと判断される場合は、あらかじめ林業普及員又は大蔵村産業振興課と相談し、意見を踏まえたうえで、適切な施業方法について決定する。

○大蔵村における「特に効率的な施業が可能な森林の区域」選定条件

1	普通林
2	人工林
3	樹種：スギ
4	傾斜区分：35度未満
5	地位級：6以下
6	積雪深：2.5m以下
7	林道からの距離：200m以下

※ 条件抽出にあたっては、県から提供のあった森林情報及び地形情報に係るメッシュデータ(森林簿、国土地理院所管の地形データ)を活用

※ 「特に効率的な施業が可能な森林の区域」内に保安林が存在する場合は、保安林の指定施業要件が優先されます。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。なお、将来にわたり、育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、植栽による更新を行うことを原則とする。

3 その他必要な事項

該当なし

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	23 林班 (ハ小班) 25 林班 (イ 67-7、81) 26 林班 32 林班 (イ小班、ただし5-1、8-1を除く) (ロ 1、11、12、14~19) 37 林班 38 林班 (イ 1~3、7~12、14~25、28~46、50~61、66~112) (ロ小班) 39 林班 (イ小班、ただし1、2、15、16を除く) (ロ小班) 40 林班 (イ 1~4、6~18、21~42、44~51、52-5~7、52-9、53~101、102-2~3) 42 林班 (ロ 6~10、11-2、12~20、22~47、49-2、49-4、50~53、54-1、55-1~2、56-1、57-2、59、61~63、65-1、66-1、67-1、68-1、69~79、84~85、87~91、93) 43 林班 (イ 1~2、3-1、3-3、4~5、9-2、10-1~2、11-2、13-2~3、15-1~4、15-6、17~23、25-2、26、27-1、27-5、28、29-6、32-1、33、34、35-2、35-4~5、35-8、35-12~13) 49 林班 (イ 1~32、33-2、35~45、47~50-1、51~91-1、92-1~2、93~98-1、99~150、151-2、153-3、155-2~158-2、159~183、185-1、192-2~194、196-2~200、201-2、203~204、206~208、209-2、210-1、211~212、213-3~221、222-2~229)	419.54
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	8 林班 (イ 35~55) (ロ 8~10) 11 林班 (イ 11-2、24~27、29-1~51) 12 林班 13 林班 14 林班 15 林班 16 林班 17 林班 18 林班 19 林班 20 林班 (イ 1~31、38、42、55~57、70~74、86~91、105~110、128~132、146~150、162、166~168、174~180) (ロ小班) 21 林班 22 林班 23 林班 (イ小班) (ロ小班)	1638.27

	<p>24 林班 25 林班 (イ小班、ただし 67-7、81 を除く) 27 林班 29 林班 (イ 301~303) 32 林班 (イ 5-1、8-1) (ロ 2) (ハ 47-2、47-4~5) 33 林班 34 林班 35 林班 38 林班 (イ 4~6、13、26、27、47~49、62~65) 39 林班 (イ 1、2、15、16) 41 林班 (イ 8~13、39~40) 42 林班 (イ 60) 43 林班 (イ 14) 44 林班 45 林班 (イ小班) 46 林班 (ロ 2、16-6~8) 48 林班 (公財) やまがた森林と緑の推進機造林地</p>	
<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>4 林班 (イ小班、ただし 111-1 を除く) 6 林班</p>	<p>85.59</p>

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	20 林班 (イ 32~37、39~41、43~54、58~69、75~85、92~104、111~127、133~145、151~161、163~165、169~173)	19.80
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材生産機能の維持増進を図る森林	1 林班 2 林班 3 林班 5 林班 7 林班 8 林班 9 林班 10 林班 11 林班 12 林班 13 林班 14 林班 15 林班 16 林班 17 林班 18 林班 19 林班 20 林班 21 林班 22 林班 23 林班 24 林班 25 林班 26 林班 27 林班 28 林班 29 林班 30 林班 31 林班 32 林班 33 林班 34 林班 35 林班 36 林班 37 林班 38 林班 39 林班 (イ小班、ただし 16 を除く) (ロ小班) 40 林班 41 林班 42 林班 43 林班 44 林班 45 林班 46 林班 (イ小班) (ロ小班、ただし 2、16-8 を除く) 47 林班 48 林班 49 林班	2992.67
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示する。	172.7

【別表2】

区 分	施業の方法	森 林 の 区 域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	23 林班 (ハ小班) 25 林班 (イ 67-7、81) 26 林班 32 林班 (イ小班、ただし 5-1、8-1 を除く) (ロ 1、11、12、14~19) 37 林班 38 林班 (イ 1~3、7~12、14~25、28~46、50~61、66~112) (ロ小班) 39 林班 (イ小班、ただし 1、2、15、16 を除く) (ロ小班) 40 林班 (イ 1~4、6~18、21~42、44~51、52-5~7、52-9、53~101、102-2~3) 42 林班 (ロ 6~10、11-2、12~20、22~47、49-2、49-4、50~53、54-1、55-1~2、56-1、57-2、59、61~63、65-1、66-1、67-1、68-1、69~79、84~85、87~91、93) 43 林班 (イ 1~2、3-1、3-3、4~5、9-2、10-1~2、11-2、13-2~3、15-1~4、15-6、17~23、25-2、26、27-1、27-5、28、29-6、32-1、33、34、35-2、35-4~5、35-8、35-12~13) 49 林班 (イ 1~32、33-2、35~45、47~50-1、51~91-1、92-1~2、93~98-1、99~150、151-2、153-3、155-2~158-2、159~183、185-1、192-2~194、196-2~200、201-2、203~204、206~208、209-2、210-1、211~212、213-3~221、222-2~229)	419.54
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	4 林班 (イ小班) 6 林班 8 林班 (イ 35~55) 9 林班 (イ 31-1~2、31-4~5、31-8、32、34-2、35-1~2) (ロ 1、2、4、65、68-3、69-1、77-1) 10 林班 (イ 11-5) 11 林班 (イ 10-2、11-1、12-1、15-2~3、16-1、17-1~4、18-1、18-4、21-4、22-1、24~51) 12 林班 13 林班 14 林班 15 林班 16 林班 17 林班 18 林班 19 林班 20 林班 21 林班 22 林班 23 林班 (イ小班) (ロ小班) 24 林班 25 林班 (イ小班、ただし 67-7、81 を除く) 27 林班 29 林班 (イ 301~303)	1737.85

		<p>32 林班 (イ 5-1、8-1) (ロ 2) (ハ 47-2、47-4~5)</p> <p>33 林班 34 林班 35 林班</p> <p>36 林班 (イ 2~4、8、12-1、16、17-1、39、41-1、59~62、 63-2、71-2、72~74、91~92、95-1、106-1、112) (ロ 2、5-2~3、6-1、6-5、6-8~9、8-1)</p> <p>38 林班 (イ 4~6、13、26~27、47~49、62~65)</p> <p>39 林班 (イ 1、2、15、16)</p> <p>40 林班 (イ 5、19、20、43、52-1~4、52-8、52-10~12、 102-1、103)</p> <p>41 林班 (イ 43、57-2、58、60) (ロ 1-1、1-4~5、11-2、15、17-1)</p> <p>42 林班 (イ小班) (ロ 1~5、11-1、11-3、21、48、49-1、49-3、54-2 ~3、55-3~4、56-2、57-1、58、60、64、65-2、 66-2~3、67-2~3、68-2~3、80~83、86、92)</p> <p>43 林班 (イ 3-2、6~8、9-1、10-3~4、11-1、11-3~9、12、 13-1、13-4、14、15-5、15-7、16、24、25-1、25-3 ~4、27-2~4、29-1~5、29-7~8、30、31、32、 35-1、35-3、35-6~7、35-9~11)</p> <p>44 林班</p> <p>45 林班 (イ小班)</p> <p>46 林班 (ロ 13~15、16-1~2、16-6~7、21、27)</p> <p>47 林班 (イ 45-2、46、54-2)</p> <p>48 林班</p> <p>49 林班 (イ 33-1、34、46、50-2、91-2、92-3、98-2、151-1、 152、153-1~2、154、155-1、158-3、184、185-2、 186~191、192-1、195、196-1、201-1、202、205、 209-1、210-2、213-1~2、222-1)</p>	
複層林施業を 推進すべき森 林	複層林施業 を推進すべ き森林(択伐 によるもの を除く)	46 林班 (ロ 2、16-8) (公財) やまがた森林と緑の推進機造林地	440.15
	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林		
特定広葉樹の育成を行う森林 施業を推進すべき森林		該当なし	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林施業又は経営の実施等については、施業集約化に向けた長期施業の受委託や森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知、普及啓発活動のほか森林情報の提供を推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者への長期施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとする。また、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与され、当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意し、路網の設置及び維持運営に必要な権限や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための要件を適切に設定することに留意するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については経営管理を実施する森林経営管理制度の活用をする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の私有林の森林所有形態は5ha未満の小規模所有者が多数を占めており、その経営規模は極めて零細である。

こうしたなかで、森林施業の共同化に対する森林所有者の認識が十分とはいえないため、村・森林組合が中心となり、大字・字界または天然地形等によって区画される、流域を単位とした森林の集団化が可能な地域に対して、啓発普及活動の促進等により、森林施業を共同化して行うための森林所有者間の合意形成に努め、森林所有者間や森林組合の施業の共同化を推進するものとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を計画的・合理的に推進していくために、森林施業共同化重点実施区域を設定する。また集団施業を図るため啓発普及活動を強め、森林所有者の意向を十分反映させるとともに、団地内森林所有者間の連帯意識の向上を図る。実施にあたっては、施業実施協定の締結を促進し、高密度作業路網の早期かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとする。不在村者へは、森林整備の啓蒙活動を行いながら施業への理解、協力、参加を呼びかけ施業協定の締結を推進するものとする。

森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積	備考
ウト山	清水	327 ha	
松山	清水・合海	108 ha	
桜峠	清水・南山	729 ha	
グシ森	南山	179 ha	
鳥屋森	南山	344 ha	
計		1,687 ha	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、下記に留意し、実施するものとする。

- (1) 森林施業を共同で実施する者（以下「共同実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するための作業道、土場、作業場等の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同実施者の一人が上記により明確化した事項について遵守しないことにより、他の共同実施業者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次表のとおり設定する。

【傾斜区分別の路網密度と作業システム】

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~25° 以下)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (26~30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (31~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	15 以上
急峻地 (35° 超)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

※注1： 山形県森林作業道作設指針（H23.3.24 制定）引用。

※注2： 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するものとする。

※注3： 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用するものとする。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえるものとし、次表のとおりとする。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
49 林班	54	松山線	2.5km	1	
2 林班	104	大坪線	5.0km	2	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

今後の林道の開設及び拡張を次表のとおり計画する。

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長 (m) 及び箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	2・3 林班	大坪	5,000	104		1	
開設	自動車道	林道	49 林班	松山	2,500	54		2	
拡張	自動車道	林道	35・42・43 林班	塩・ 藤田沢	1 (1.3)	261		3	舗装
拡張	自動車道	林道	18 林班	松橋 滝の沢	1 (1.7)	《567》 (343) 378		4	舗装 局部
拡張	自動車道	林道	36・40・43 林班	木ノ 芽坂	1 (2.6)	92		5	舗装
拡張	自動車道	林道	42・44・48 林班	藤田沢 桂	1 (2.5)	63		6	舗装

注1 区分欄には、林業専用道の開設等の場合その旨記載。

2 箇所数および延長欄の上段裸書きは箇所数。下段()書きは延長。

3 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量。

上段《 》書きは、他市町村(国有林を含む)を含めた路線全体の利用区域。

中段()書きは、当該市町村内の国有林内に係る利用区域で内数。

下段裸書きは、当該市町村に係る利用区域。

4 備考欄は、拡張の種類(舗装及び改良の種類)。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)」、「民有林林道台帳について(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)」に基づき台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から「森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)」を基本として、県が定める森林作業道の作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

(1) 林産物の搬出方法等

a 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌の条件に応じた適切な方法により行う。

特に、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林での搬出方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウインチ等による集材を採用することにより、重機械類の林内走行を極力控え、集材等についても既存路網の使用を主体に路網の新設を最小限にとどめることとする。

b 更新を確保するための林産物の搬出方法を特定すべき森林の所在及びその搬出方法 該当なし。

(2) その他

国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林間で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めていくこととする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本村の林業経営は、経営規模が零細なことから保育が必要な若齢林がほとんどであることから、林業からの定期的な収入を得ることは難しい。そのため、農業及び他産業からの収入が大部分を占めている。また、林業就業者は他産業への流出によって減少し、高齢化の傾向にある。

このような現状から、今後の林業の発展を図るため、県・村・森林組合及び指導林家・林業士等が一体となって地域林業の担い手としての若者の育成強化に努める。そのために各種林業施策を積極的に導入して事業の企画実施を通して地域との連携を強め、情報の提供や収集・各種研修会等を実施し林業従事者の育成を図る。

また、森林施業の中核的役割を果たす森林組合の経営体質の強化を図り、労働生産性の向上を図るとともに、それらに従事する者の質的向上に努め、労働環境の整備を推進する。

また、特用林産物の導入を積極的に図り、林家の経営安定と担い手育成に努める。

(1) 林業労働者の育成

林業従事者の就労状況は季節的制約が大きく、間断的で農業との兼業労働が多いこともあり、年間就労日数も少なく通年雇用や安定化が強く求められている。

このため、山形県林業従事者育成基金等を活用しながら雇用関係を近代化し、通年雇用や社会保険への加入促進、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、更に林業従事者に対する技能等の客観的評価を促進するとともに、各種研修会や講習会への参加を推進、技術の向上に努め、資格等の取得を推進する。

また、森林組合・林業士を地域林業の中核として各種事業に積極的な参加を促し、林業後継者の育成を図る。そのために、県・村・森林組合が一体となった指導体制の確立を図るとともに、地域リーダーによる後継者の指導を行う。

(2) 林業後継者等の育成

林業の担い手となる後継者に意欲を持たせる環境づくりを推進するため、林業士による育林技術の普及・指導を図り、林業サークルの組織化・養成や地域中核リーダーの育成を図る。そのために、各種研修会・講習会や林業座談会を年数回開催する。

また、後継者が安定した林業経営を維持できるよう各種補助事業を導入し、生椎茸、なめこ、ひらたけ等、特用林産物の生産による複合経営の導入を図る。また、生活環境の改善を図るために各関係機関の連携を密にした指導体制の強化を図りながら、地域と一体になった推進体制を構築する。

(3) 林業事業体の体質強化方策

森林組合等の林業事業体について受注体制の整備及び経営の多角化、ICTを活用した生産管理署法の導入、経営基盤の強化を推進し、長期にわたり地域の担い手となる高度な技術を有する組織として育成する。また、木材産業関連組織による共同化の実施、低コストの森林施業の実施、補助事業の導入、木材の安定的な利活用を促進し事業経営の安定化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

村内の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械の導入を図ることとする。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制について積極的に取り組むこととする。

さらに、森林施業の集約化状況や地域の特性に応じつつ、主伐及び間伐や、複層林への誘導に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの導入とその普及及び定着を推進することとする。

なお、地形、経営形態等地域の特性に応じた機械作業システムの目標は、次のとおりとする。

【傾斜区分別の路網密度と高性能林業機械の組み合わせ】

区 分	作業システム	機械クラス	路網密度(m/ha)	作業システムの例				
				伐木	集材	造材	積込	搬出
緩傾斜地(25°以下)	車両系	0.25級～0.45級	概ね100以上	チェーンソー 又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
中傾斜地(26～30°以下)	車両系 架線系	0.25級～0.45級	概ね25～75以上	チェーンソー 又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急傾斜地(31～35°以下)	車両系 架線系	0.25級～0.45級	概ね15～60以上	チェーンソー	スイングヤーダ 又は タワーヤーダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急峻地(35°超)	架線系	0.20級	概ね5以上	チェーンソー	スイングヤーダ 又は タワーヤーダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ

※参考：山形県森林作業道作設指針（H23.3.24制定）

※ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りから集材までを一貫して行う機械。

※プロセッサ：土場で全幹集材した材の枝払い、玉切りを専用に行う機械。

※フォワーダ：玉切りした短幹材を荷台に積んで、運ぶクレーン付きの集材専用の車両。

※スイングヤーダ：主索を用いない簡易索張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアームをタワーとして使用する機械。

※タワーヤーダ：架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

本村は森林資源の人工林の成熟度が低く、主伐より間伐を主体とした木材生産の計画的実行が必要である。間伐材については、単板積層材等小径加工用材として有効利用を図る。また、一般素材について現在は、製材工場及び一般消費者を通じ地場建築用材として供給されているが、将来的には広域的に国産材供給流通施設を整備するなど、来るべき国産材時代に対応できる森林所有者・森林組合等が一体となった素材集出荷体制の整備を図ることとする。

特用林産物では、生椎茸、なめこが農林家等の収入源として生産されている。また、流通過程を見ると、生産量のほとんどが生産者から管内の農業関係団体を経由して卸売市場に出荷されている。今後も本村の特産品として位置づけをし、栽培技術の向上を図り、農林家の複合経営に適した特用林産

物の生産を推進することとする。

○林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
椎茸栽培施設	合海 清水 赤松	t 29	△1~△13	合海 清水 赤松	t 29	△1~△13	

4 木材加工・流通体制の整備に関する事項

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需要や森林資源の持続を確保する取組の実施状況も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

5 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や、森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等、広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮して、間伐や除伐により見通しの改善を図る緩衝林帯の整備や保全を図るものとする。

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ツキノワグマ及びニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を定めるものとする。

被害を受けている及び被害が生ずるおそれのある森林がなく、該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせで推進する旨を定めるものとする。その際、対象鳥獣をツキノワグマ及びニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する旨を定めることとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める旨を定めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する旨を定めるものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

被害を受けている及び被害が生ずるおそれのある森林がなく、該当なし

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松枯れやナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止及び早期発見及び早期駆除等に努め、総合的かつ計画的に被害対策を推進するとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県や関係機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域体制づくりを行うものとする。

2 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するものとし、林内歩道の整備、防止線、防火樹帯の整備を推進するものとする。

3 森林病虫害の防除等のため火入れを実施する場合の留意事項

1団地における1回の火入れ対象面積は、2haを超えないものとする。ただし、火入れ地は2ha以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消化したことを確認してから次の火入れを行う。

4 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

- (1) 土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとする。
- (2) 地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避

けることとする。

- (3) 土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。
- (4) 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずることとする。
- (5) 太陽光発電施設など大規模な施設を設置する場合には、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

5 その他必要な事項

該当無し

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るために次に掲げる森林について、適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとする。

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
大字南山 字沼の台山	20 林班 い小班 32～37、39～41、43～54、 58～69、75～85、92～104、 111～127、133～145、151～161、 163～165、169～173	19.80	7.35	11.82	0.63			

2 保健機能の森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法、

施業の区分	施業の方法
1. 造林	原則として天然林については天然更新とする。
2. 保育	健全な森林を維持し、保健休養機能を十分に発揮するため、除間伐、つる切り等を必要に応じて実施する。
3. 伐採	自然環境の保全、景観の維持に配慮して、原則として全区域を択伐とする。ただし、災害・気象害・病虫害等の被害が発生した箇所は皆伐とし、早期に森林への復旧を図る。
4. その他	法令により施業制限が設けられている場合は、当該法令の定めによる。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

- (1) 森林保健施設の整備
 - a 整備することが望ましい森林
 - ① 管理施設、林間広場、遊歩道、湿地帯及びこれらに類する施設
 - b 留意事項
 - ① 自然環境の保全、国土の保全に適切な配慮を講じ整備する。

- ② 快適な利用がなされるよう、定期的な刈り払い等を実施する。
 - ③ 遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるように配置する。
 - ④ 標柱等の表示物と木製階段は順次更新する。
- (2) 立木の期待平均樹高
該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林小班	面積 (ha)
大蔵村北部区域	1. 2. 3. 4. 5 林班	328. 11
大蔵村東部区域	6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24 林班	855. 92
大蔵村西部区域	25. 26. 27. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49 林班	1333. 96
大蔵村南部区域	28. 29. 30. 31. 32. 33 林班	564. 31
計		3082. 30

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

里山の整備により地域住民の憩いの場の提供と森林についての学習の機会を設け、森林施業への理解や施業実施を推進する。また、地域材の積極的な活用への取組みを図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

村内の小・中学生を対象に自然の大切さ、ふるさとへの愛着を育むことを目的に、森林資源の循環や森林の役割を学習する体験教室を設ける。また、森林・林業体験プログラムを作成し、住民による森づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

最上川、銅山川の各流域は本村の水源として重要な役割を果たしているところであるが、上流域の国有林での分収造林等、水源としての森林造成への下流住民団体等による積極的な参加、意識高揚を推進する。

(3) 法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

森林所有者に対しパンフレット等を利用して森林整備の重要性の認識を喚起するとともに、施業実施協定への参画を促進する。特に森林施業共同化重点的实施地区について施業協定への参加を促進する。

(4) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林の経営管理（自然的・経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については経営管理を実施する森林経営管理制度の活用をする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施するものとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、国・県等の指導機関及び森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上等に努めるものとする。

(3) 村有林の整備

本村は現在人工林を中心に314haの森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託して実施することとしている。今後とも森林施業体系の確立と普及啓発を図るものとする。

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	数 量			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成12年	4,528	2,175	2,353	717	340	377	579	321	258	778	379	399	1,230	637	593	1,224	498	726
	平成17年	4,226	1,991	2,235	560	277	283	602	298	304	589	285	304	1,206	624	582	1,269	507	762
	平成22年	3,762	1,805	1,957	439	236	203	453	215	238	491	251	240	1,168	613	555	1,211	490	721
	平成27年	3,412	1,663	1,749	415	228	187	348	174	174	470	259	211	1,007	498	509	1,172	504	668
構成比 (%)	平成12年	100.0	48.0	52.0	15.8	7.5	8.3	12.8	7.1	5.7	17.2	8.4	8.8	27.2	14.1	13.1	27.0	11.0	16.0
	平成17年	100.0	47.1	52.9	13.3	6.6	6.7	14.2	7.0	7.2	13.9	6.7	7.2	28.6	14.8	13.8	30.0	12.0	18.0
	平成22年	100.0	48.0	52.0	11.7	6.3	5.4	12.0	5.7	6.3	13.1	6.7	6.4	31.0	16.3	14.7	32.2	13.0	19.2
	平成27年	100.0	48.7	51.3	12.2	6.7	5.5	10.2	5.1	5.1	13.8	7.6	8.2	29.5	14.6	14.9	34.3	14.8	19.6

資料：国勢調査

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計	うち 木材・木製品製造業			
実数 (人)	平成12年	2,317	422	28	—	450	867	1,000	0	
	平成17年	2,161	410	20	—	430	770	960	1	
	平成22年	1,842	390	※	1	391	573	878	0	
	平成27年	1,862	382	20	1	403	538	921	0	
構成比 (%)	平成12年	100.0	18.2	1.2	—	19.4	37.4	43.2	0.0	
	平成17年	100.0	19.0	0.9	—	19.9	35.7	44.4	0.0	
	平成22年	100.0	21.2	※	0.0	21.2	31.1	47.7	0.0	
	平成27年	100.0	20.5	1.0	0.0	21.6	28.9	49.5	0.0	

注1：平成22年の林業は農業に含む。(※)

資料：国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総面積	田	畑	宅地	山林	採草牧草地	原野	雑種地	その他面積
実数 (h a)	令和元年	21,163	980	487	86	17,539	313	1,260	61	437
構成比 (%)	令和元年	100.0	4.6	2.3	0.4	82.9	1.5	5.9	0.3	2.1

資料：固定資産概要調書

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘地用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
昭和55年	71 ha	— ha	— ha	— ha	41 ha	23 ha	7 ha
平成2年	38	—	—	—	35	—	3
平成12年	4	4	—	—	—	—	—

資料：農林業センサス

(4) 森林資源の現況等

① 所有形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	ha	%	ha	ha	ha	%
総数	18,282	100.0	17,348	2,954	14,394	16.1
国有林	15,201	83.1	14,710	1,313	13,397	8.6
民有林	3,082	16.9	2,663	1,647	1,016	53.4
県有林	56	0.3	46	42	4	75.0
村有林	314	1.7	282	119	163	37.9
森林整備法人((公財)やまがた 森林と緑の推進機)	444	2.4	444	444	0	100.0
私有林	2,268	12.4	1,891	1,042	849	45.9

資料1：総面積・民有林面積は、山形県勢要覧による。

資料2：国有林面積は、東北森林管理局「最上村山国有林の地域別森林計画書」による。

資料3：立木地は、森林情報閲覧更新システム(令和元年1月7日現在)による。

② 在村者・不在村者別私有林面積

	年次	私有林合計	在村者 所有面積	不在村者の森林所有面積			
				計	県内	県外	不明
実数 (ha)	平成16年	2,327	1,951	781	×	×	-
	平成23年	2,262	2,006	256	196	60	-
	平成26年	2,048	1,746	302	238	64	-
	令和元年	2,268	1,766	502	427	66	9
構成比 (%)	平成16年	100.0	88.7	11.3	8.7	2.6	-
	平成23年	100.0	88.7	11.3	8.7	2.6	-
	平成26年	100.0	85.3	14.7	11.6	3.1	-
	令和元年	100.0	77.9	22.1	18.8	2.9	0.4

資料1：農林業センサス

資料2：平成26年、令和元年については、森林情報閲覧更新システムによる。

③ 民有林の齢級別面積

(平成27年1月9日現在)

区分	齢級別 総数 (ha)	齢級 (ha)										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林	2663.60	0	11.11	4.43	11.99	24.11	28.80	45.00	109.56	269.27	256.24	1903.09
人工林計	1643.65	0	0.00	2.83	10.37	24.11	25.02	44.08	107.02	261.90	206.68	965.02
天然林計	1020.22	0	11.11	1.60	1.62	0.00	3.78	0.92	2.54	7.37	49.56	938.07
(備考) 立木地												

資料：森林情報閲覧更新システムによる。

④ 保有山林面積規模林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数	
1 ～ 3 ha 未満	149	10 ～ 20 ha	9	50 ～ 100 ha	0	
3 ～ 5 ha	34	20 ～ 30 ha	0	100 ～ 500 ha	0	
5 ～ 10 ha	21	30 ～ 50 ha	0	500ha 以上	0	
					総数	213

資料：2005 農林業センサス

⑤ 作業路網の状況

ア 基幹路網の現況

(平成31年4月1日現在)

区分	路線数	延長 (km)
基幹路網	6	22.65
うち林業専用道	—	—

資料：林道台帳

イ 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	4	3.9	

(5) 大蔵村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(平成 27 年度 単位:百万円)

総 生 産 額		※ 7,564
内	第 1 次 産 業	864
	うち 林 業 (B)	77
訳	第 2 次 産 業	1,021
	うち 木材・木製品製造業 (C)	×
第 3 次 産 業		5,679
(B + C) / A		1.0%

注1：総生産額は、大蔵村内総生産額から輸入税を加算し、消費税・帰属利子を控除した額。(※)

資料：平成 27 年度山形県統計年鑑による。

② 製造業の事務所数、従業者数

	事務所数	従業者数 (人)
全 製 造 業 (A)	11	64
うち木材・木製品製造業 (B)	1	2
B / A	9.1%	3.1%

資料1：事業所・企業統計調査による。

(6) 林産物の生産概況

(平成 25 年度)

種 類	しいたけ		な め こ	ひらたけ
	生	乾		
生 産 量	kg	kg	kg	kg
	126,452	—	—	—

水わさび	山 菜 類
	kg
571	7,388

資料：平成 30 年次山形県特用林産物生産統計調査による。